

「野村の証券取引約款（野村投資一任口座用）  
法人のお客様用」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、法令諸規則の改正に伴い、本年4月1日より「野村の証券取引約款（野村投資一任口座用）法人のお客様用」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

（下線部変更）

新	旧
<p><b>第1章 基本約款</b></p> <p>第20条（諸料金・諸費用）</p> <p>(1) ①（省略）</p> <p style="padding-left: 2em;">②各種証明書の発行等、お客様のご希望に従って特別な取扱いをする場合 当社の要する実費</p> <p>(2)（省略）</p> <p>第24条（免責事項）</p> <p>(1) ①～⑤（省略）</p> <p style="padding-left: 2em;">⑥総合届出印鑑もしくは投資一任契約以外の当社との取引に使用 するものとして届け出た印鑑の喪失したとき、名称、所在地その他 のお届出事項の変更についての届出がなされる前に生じた損害</p> <p style="padding-left: 2em;">⑦⑧（省略）</p> <p><b>第2章 保護預り・振替決済口座約款</b></p> <p>第10条（振替有価証券の手続きの代行等）</p> <p>(1) 当社は、振替有価証券の発行者に係る合併、株式交換、株式移転、 株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無 償割当て等に際し、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決 済口座に増加もしくは減少の記帳を行います。</p> <p>(2)（省略）</p> <p><b>第4章 外国証券取引口座約款</b></p> <p>第10条（第三者への情報提供に関する同意）</p> <p>①～⑤（省略）</p> <p style="padding-left: 2em;">⑥ <u>外国証券の売買によらない振替または本口座からの残高の抹消その他の</u> <u>手続きを行う場合</u> <u>その証券を管理する機関</u></p>	<p><b>第1章 基本約款</b></p> <p>第20条（諸料金・諸費用）</p> <p>(1) ①（省略）</p> <p style="padding-left: 2em;">②お客様のご希望に従って特別な取扱いをする場合 当社の要する 実費</p> <p>(2)（省略）</p> <p>第24条（免責事項）</p> <p>(1) ①～⑤（省略）</p> <p style="padding-left: 2em;">⑥総合届出印鑑もしくは投資一任契約以外の当社との取引に使用 するものとして届け出た印鑑の喪失したとき、または名称その他のお 届出事項の変更についての届出がなされる前に生じた損害</p> <p style="padding-left: 2em;">⑦⑧（省略）</p> <p><b>第2章 保護預り・振替決済口座約款</b></p> <p>第10条（振替有価証券の手続きの代行等）</p> <p>(1) 当社は、振替有価証券の発行者に係る合併、株式交換、株式移転、 会社分割、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、振 替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減 少の記帳を行います。</p> <p>(2)（省略）</p> <p><b>第4章 外国証券取引口座約款</b></p> <p>第10条（第三者への情報提供に関する同意）</p> <p>①～⑤（省略）</p> <p style="padding-left: 2em;">（新設）</p>